

串間市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年2月26日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 菊 永 宏 親

串監第1862号
令和6年2月26日

串間市長 島田俊光 様
串間市教育長 吉松俊彦 様
串間市議会議長 福留成人 様

串間市監査委員 田中良嗣
串間市監査委員 菊永宏親

財政援助団体等に対する監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、実施した財政援助団体等に対する監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、主管課は団体に監査結果を通知され、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として協議をされ措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知してください。

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

串間市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の場所	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の方法	1
6	監査した委員	1
7	監査対象及び監査実施日等	1～2
8	監査の結果等	2～6

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の範囲

主として令和5年度執行に係る出納その他の事務の執行

3 監査の場所

串間市役所監査委員事務局

4 監査の着眼点

財政援助団体については当該財政援助に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者については当該施設の指定管理に係る出納その他の事務において、補助金等の額の算定、交付方法、時期、申請及び請求手続等が、関係法令や協定書に基づいて適正に執行されているか、また、所管課がこれらの団体に対し適切に指導監督を行っているか等を着眼点として監査を実施した。

5 監査の方法

監査に当たり、あらかじめ資料の提出を求め、補助金等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかについて、関係帳簿及び関係書類と照合点検し、それぞれの団体役員及び事務局職員並びに所管課職員から説明を受けた。

6 監査した委員

串間市監査委員 田中 良嗣

串間市監査委員 菊永 宏親

7 監査対象及び監査実施日等

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
串間市社会福祉協議会運営費補助金 (社会福祉法人串間市社会福祉協議会)	福 祉 事 務 所	令和6年2月9日
串間市市木デイサービスセンター指定管理 (社会福祉法人串間市社会福祉協議会)	福 祉 事 務 所	令和6年2月9日
串間市地域安全対策運営費補助金 (串間地区防犯協会)	市 民 生 活 課	令和6年2月9日

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
学 校 給 食 会 運 営 費 補 助 金 (串 間 市 学 校 給 食 会)	学 校 政 策 課	令 和 6 年 2 月 9 日
串間市コミュニティバス運行業務委託指定管理 (宮 交 タ ク シ ー 株 式 会 社)	総 合 政 策 課	令 和 6 年 2 月 9 日

8 監査の結果等

監査対象の補助団体及び公の施設の指定管理者に関する事務については、概ね適正に処理されていると認めたが、一部、会計処理等に改善を求められるものがあり、下記のとおり指摘・要望する。今後、所管課と各団体において必要な検討・改善を加え、事務処理等の適正な執行に努められたい。

なお、提出された監査資料等における軽微な事務上の誤謬等については修正をされるとともに、口頭において指摘を行った事項についても十分改善又は検討をされたい。

1 串間市社会福祉協議会運営費補助金

(社会福祉法人 串間市社会福祉協議会)

- (1) 生活福祉資金等貸付事業においては、これまでの「たすけあい金庫貸付事業」に加えて、令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症対策として、国の生活福祉資金である「特例貸付事業」が実施されている。引き続き低所得者の生活支援に配慮するとともに、貸付金の償還については適切な事務執行に努められたい。
- (2) 社会福祉協議会は、多種多様な各種団体と協働しながら地域福祉サービスの担い手として、最前線で活動している営利を目的としない公共性の高い民間組織である。現在、民生委員児童委員協議会等々の各種団体の支援業務以外に、市からの受託事業として、介護予防事業、食の自立支援事業、生活支援事業、地域包括支援センター事業、認知症総合支援事業、生活困窮者自立支援事業、市木デイサービスセンター指定管理業務を受託し幅広く活動している。しかしながら現状では人材確保や財源面等で大変厳しい状況のようである。今後も市との連携を密にしながら、安定した経営基盤の強化と、地域福祉サービスの向上に取り組まれることを望むものである。

(所管課に対しての指摘)

- (3) 令和5年度の市からの運営費補助金は29,333千円であるが、この中で850千円については串間市遺族会連合会への助成金が含まれており、実質の運営費補助としては28,483千円である。このような補助金の支出については、串間市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱第1条（趣旨）に規定する、社会福祉事業の推進に馴染まないと思料する。
- (4) 近年、地域福祉ニーズは複雑・多様化しており、その中核を担う社会福祉協議会が果たす役割は益々重要になっている。このような中で市としても多くの社会福祉事業に関連する業務を委託しているところであるが、串間市社会福祉協議会においては、マンパワーの確保や、脆弱な財政基盤に対する懸念を抱かれている。このことから改めて行政との役割分担を明確にするとともに、必要な行政支援制度のあり方について法人とも十分協議・検討し対処されたい。

2 串間市市木デイサービスセンター指定管理 （社会福祉法人 串間市社会福祉協議会）

- (1) 令和4年度収支計算書、サービス区分資金収支計算書中、施設備品において決算額120,000円で洗濯機を購入しているが、当初予算には計上されていない。当基本協定書第19条（備品等の貸与）第1項においては、「市は本施設に係る備品等は無償で貸与する。」となっている。但し、第3項において、「備品等の故障等により、緊急に備品等を購入する必要がある場合においては、市と協議の上、乙が当該備品の購入又は調達を行うことができる」規定となっているが協議がされていない。基本協定書を順守されたい。
- (2) 令和4年度事業実績書から令和3年度と比較すると、食の自立支援及び配食サービス事業の実績では、令和3年度648食、令和4年度967食と増加している。一方で、通所介護事業及び日常生活総合支援事業の実績では、利用実人数21名～24名、令和3年度441人、令和4年度432人と減少しており、過去5年間の実績についても減少傾向で推移している。利用促進の取り組みとして、異世代間交流事業や、運営推進会議の開催など独自事業にも積極的に取り組んでいる。なお、市木地区の高齢化率からすると支援を必要とする新たな対象者は存在するものと思料する。今後も引き続き、地元の関係団体等と連携と協力体制を構築しながら、福祉活動の拠点施設としての機能・充実に努められたい。

（所管課に対しての意見）

- (3) 指定管理料の精算について、基本協定書第27条（指定管理料の精算）及び、年度協定書第4条（令和5年度指定管理料の精算）で規定しているが、平成11年度の供用開始からこれまで一度も精算は行われていない。指定管理料の精算

については、一律ではなく公の施設の特特殊性に鑑み判断すべきであると思料する。

- (4) 市木デイサービスセンターは平成 11 年に建設され築 25 年が経過しており、雨漏りや空調設備の不具合が生じている。串間市公共施設等個別施設計画（令和 2 年度策定）では、損傷が軽微である早期段階から、機能・性能の保持・回復のための修繕等を行い、予防的な保全を行う施設としての「長寿命化」に位置づけられていることから、計画的な施設・設備等の改修整備に努められたい。

3 串間市地域安全対策運営費補助金 (串間地区防犯協会)

- (1) 令和 4 年度の収支決算書では残額の 232,794 円を全額市に返還しているにもかかわらず、提出された資料の補助金交付状況中、令和 5 年度の事業内訳の前年度繰越額に 350 円の記載がある。これは、宮崎県防犯協会連合会より令和 4 年度分の配当金が令和 5 年 4 月 17 日に振り込まれたため、前年度の繰越金として計上したとのことである。当該団体の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日となっていることから、次年度の歳入として受け入れ、予算科目も繰越金ではなく雑入とすべきである。また、令和 5 年度の収支予算書（案）では千円単位で予算措置されているが、繰越金については確定した金額であることから円単位で計上すべきである。決算の段階で適切に補正対応を行い修正されたい。
- (2) 令和 5 年度の出納関係において、事務職員（前任者）の社会保険料、消耗品費において立替払い、燃料費において過年度払いが行われている。このことは、事務職員（前任者）の長期療養休暇により、事務引継に混乱を招いたことが主な要因のようである。不適切な事務執行であることから、今後はチェックリストを作成するなど、出納事務に誤りが生じないよう適正な予算執行に努められたい。
- (3) 同、防犯協会員団体総合補償保険料 3,135 円（防犯指導員 165 円×17 名分）が執行されているが、振込手数料 330 円が含まれている。手数料の予算科目が設定されていることから、支出区分の用途を明確に整理されたい。
- (4) 当該協会の事務取扱規程第 6 条（事務局長の専決）では、出納関係においては同条第 1 項第 4 号の規定しかない。現状では事務局長一人で通帳、印鑑を所持し出納処理を行っている。チェック機能が働くよう専決規定の改正も含めて所管課と協議し改善されたい。

(所管課に対しての意見)

(5) 串間地区防犯協会規約第3条(事務局)の事務局は串間市市民生活課内に置くとなっているが、所管課の職員が防犯協会に直接的に関与できる規約とはなっていない。外郭団体の業務については外部に設けることが望ましいところではあるが、当協会の会長は市長であり、歴史的に見て行政主導で設置された公共性を有した団体であると思料する。現在は事務局長一人で全ての業務を行っており、チェック体制も機能していない状況にあることから、所管課職員の事務局への関与のあり方について、他市の状況も調査し対処されたい。

4 学校給食会運営費補助金 (串間市学校給食会)

(1) 現在の事務局職員については令和5年4月に採用されているが、職員手当における夏季手当が全額支給されている。串間市職員に適用される条例規則等を準用した場合、期末手当については「3カ月未満は100分の30」となっている。独自の給与規程がないことから根拠規程等を整備されたい。

(2) 事務局職員の通勤手当について毎月金額が異なっている。提出された資料を確認すると旅費を職員手当の科目から支出していると思われる。支出科目に基づいた執行に努められたい。

(3) 旅費規程第3条(旅費の支給)の規定においては、串間市職員の例により支給することとなっているが、第2項(支給額の調整)及び第3項(車賃)については適切ではないことから見直しを検討されたい。また、旅行命令簿が作成されていないので確認できる書類を整備されたい。

(4) 関連して、令和4年度串間市学校給食会計物資会計決算書では、2,611,813円の次年度繰越金が生じている。串間市学校給食会会計規程第3条第3項では、「決算の結果、給食費が著しく実費を超えるときは、役員会に諮って還付することができる。」規定となっている。近年の物価高騰は給食費の単価にも影響があるものの、給食費の値上げをせずに繰越金で調整するため還付はしなかったとのことである。このことは適切な判断であったと思料する。今後も物価の動向を注視しながら、引き続き安心安全な学校給食の提供に努められたい。

(所管課に対しての意見)

(5) 平成29年度の財政援助団体の監査において、串間市学校給食会補助金交付要綱における補助条件等の条文整備を指摘したところであるが改正がされていない。監査指摘については真摯に受け止め対応されたい。

5 串間市コミュニティバス運行業務委託指定管理

(宮交タクシー株式会社)

- (1) 串間市コミュニティバスの過去5年間の利用者数は、本市の人口減少と相俟って、年々減少傾向で推移しており厳しい状況となっている。令和4年度の収支状況を見ると、運賃収入が大きく減少する中であって、広告収入による自主財源の確保や、人件費、燃料費、修繕費等において経費圧縮が図られており、その結果 688,414 円の営業利益を計上している。このことは、企業努力の成果であると評価するものであるが、令和5年度においては利用者の減少で赤字になることが予測されているようである。現在の指定管理者の指定の期間は令和6年度までとなっていることから、今後も市と連携した利用促進策の強化と、運行管理経費の削減に取り組み、引き続き安全で快適な「よかバス」の運行に努められたい。

(所管課に対しての意見)

- (2) 現在のコミュニティバスの指定期間は令和6年度までとなっている。過去5年間の利用者数は年々減少傾向で推移しており、このことは運賃収入に直接影響している。指定管理者においては、自主財源の確保や経費削減に取り組んでいるが、企業努力にも限界があるものと思料する。このことから基本協定書第48条の運行管理業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため設置されている「連絡調整会議」や、利用者や関係団体で構成する「モニター会議」での意見要望等を考察しながら、持続可能なコミュニティバスの運行管理システムの構築を望むものである。